

近文地区防災計画

令和 7 年 3 月

近文地区防災会議

目 次

1	目 的	1
2	地区の特性	1
(1)	過去の災害歴	2
(2)	今後の災害想定	2
3	平常時の活動	2
(1)	組織体制	2
(2)	防災知識の普及啓発	3
(3)	地域の危険箇所の把握	3
(4)	防災訓練	3
(5)	避難環境の整備	3
(6)	備蓄	4
(7)	避難行動要支援者の支援体制	4
(8)	自主防災組織体制について	5
(9)	自主防災資機材・井戸について	5
4	災害時の活動	6
(1)	災害体制（組織と役割分担）	6
(2)	情報収集・伝達・共有・災害広報	6
(3)	救助・救急・初期消火	7
(4)	避難誘導活動	7
(5)	生活救援（給食給水・炊き出し等）	7
(6)	避難所開設・運営	7
(7)	避難行動要支援者の支援	7
5	風水害・土砂災害・地震・雪害への対応	8
6	災害復旧時の活動	8
7	計画の見直し	8

近文地区防災計画

1 目的

近年、地球規模での気候変動から、全国各地で台風や豪雨、豪雪による災害が頻発している。

これまで旭川市では、大きな地震が発生しなかったことや、全国と比較して台風による被害が少ないという地理的特性から、「旭川市は災害が少ないまち」という認識を持っている市民も多い。しかし、天災地変は何時どこでも起こり得るものであり、日頃からの「備え」が重要である。

大きな災害が発生した場合、まず個人の取組が不可欠であるが、個の力では限界がある。また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑制するためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、近文地区の住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる近文地区の地域づくりを目指すものである。

令和7年3月 近文地区防災会議

《基本方針》

「大丈夫」 声をかけ合い 支え合い
～絆の深さが命を救う～

2 地区の特性

近文地区は、市の中心部から北西方向に位置し、四大河川が合流する石狩川に隣接した地区である。道道近文停車場線（嵐山通）沿いには、大型ショッピングセンターや家電量販店が立地しているほか、域内及び近隣には高等学校やアイヌ記念館、国立大学などの教育文化施設が設置されている。また、旭川鷹栖ICへのアクセスが良く、バス路線やJR近文駅など、交通の利便性が高い地区である。

旭川新道より北側は小高い丘陵地となっており、住宅地が形成されている。近文地区内は、住宅が密集し、幅員が狭い道路が多く袋小路も存在する。また、高台になっている旭岡は避難ルートが少なく、勾配もあるので避難しづらいという特性がある。

また、ウップツ川や近文オホーツナイ川、オホーツナイ川と石狩川の合流地点に近い区域は、地形上、浸水被害を受けやすい区域である。

令和7年3月現在の近文西地区の人口は4,572人、世帯数は2,500世帯、近文東地区の人口は5,565人、世帯数は3,195世帯となっている。

また、高齢化率は近文西地区が38.6%、近文東地区が33.8%と、市全体の35.5%と同程度であり、避難行動要支援者の人数は近文西地区が80人、近文東地区が94人となっている。

防災体制の構築に向け、昼間人口の高齢化等も大きな課題であり、将来の地域防災力の低下が懸念される。

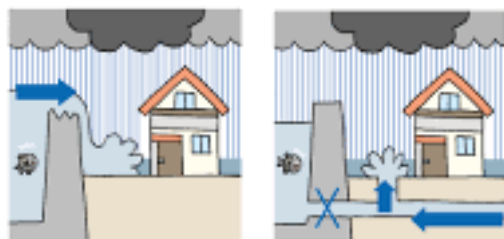
※ 人口、世帯数、高齢化率については、各地区の市民委員会別世帯数及び人口（令和7年3月現在）により算出

※ 避難行動要支援者の人数は令和7年3月現在

(1) 過去の災害歴

過去に数回、近文町25丁目が水に浸かったことや、床上・床下浸水の経験をした地区住民もいる。また、令和6年7月の大雨で、近文町12丁目で道路冠水したという災害歴がある。

外水氾濫と内水氾濫



(参考) 旭川市洪水ハザードマップ(近文地区)



- ※ 外水氾濫 大雨等により河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして浸水すること。
内水氾濫 大雨等により下水道や水路などから水が溢れ、浸水すること。

(2) 今後の災害想定

石狩川沿いは、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)又は家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に指定されており、石狩川、ウップツ川、近文オホーツナイ川等、大中小河川の氾濫による浸水被害が想定される。

住宅が密集していることや避難時に注意を要する近文アンダーパス、また、線路等で道路が分断されていることにより、避難経路として使用できないことも想定される。

市内の他地区よりも降雪が多いため、冬期間の大規模停電(ブラックアウト)に備えておく必要がある。

3 平常時の活動

(1) 組織体制

近文地区防災会議

(構成)

北星まちづくり推進協議会

近文西地区市民委員会

近文東地区市民委員会

近文・川端地区民生委員児童委員協議会

近文地区社会福祉協議会

近文小・北門中・明成高校

旭川市消防団第23分団

近文地区女性防火クラブ

北星・旭星地域包括支援センター

イオンモール旭川西

町内会・自主防災組織

関係団体・事業者

(2) 防災知識の普及・啓発

近文地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種研修会を通じて、必要な防災知識の普及や啓発活動を企画・実施するものとする。

(3) 地域の危険箇所の把握

近文地区防災会議及び構成団体は、過去に道路冠水したという災害歴がある近文町12丁目や近文町25丁目等の浸水の危険性が高い区域、旭岡等の土砂災害の危険性が高い区域や古い家屋が密集している区域、狭い道路など、災害の危険性が高い箇所を事前に把握し、地区住民に周知する。

(4) 防災訓練

地区防災会議及び構成団体は、お互いに協力しながら各種訓練を企画・実施するものとする。

ア 近文地区防災会議が実施する防災訓練

避難訓練、避難所運営訓練、情報伝達訓練 他

イ 自主防災組織や町内会、学校等が実施する防災訓練

避難訓練、消火訓練、情報伝達訓練 他

(5) 避難環境の整備

地区、町内会、家庭ごとに災害時に避難する施設や場所、避難経路※を事前に決めておくよう努めることとする。安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も検討する。（※防災マップを参照し、危険箇所を避ける。）

ア 指定避難所

近文地区及び近隣の避難所は次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	浸水深 (m)	洪水時	地震時
北光小学校	旭町1条16丁目	51-7712	~0.5	○	○
北星地区センター	旭町2条8丁目	51-9800	~0.5	○	○
北門中学校	錦町15丁目	51-1431	0.5~3	2階以上	○
明成高等学校	緑町14丁目	51-2820	0.5~3	2階以上	○
大有小学校	旭町1条6丁目	51-4167	0.5~3	2階以上	○
教育大学旭川校	北門町9丁目	59-1410	0.5~3	2階以上	○
近文小学校	緑町17丁目	51-1495	3~5	3階以上	○
西高等学校	川端町5条9丁目	52-1215	3~5	3階以上	○

イ 指定緊急避難場所（屋内）

近文地区及び近隣の指定緊急避難場所（屋内）は次のとおりである。

施設名	所在地	浸水深 (m)	洪水時	地震時
イオンモール旭川西店 （3階駐車場及び屋上駐車場）	緑町23丁目	0.5~3	3階以上	-
ベルクラシック旭川（2階以上の階） ※ 家屋倒壊等氾濫想定区域内	本町2丁目	0.5~3	2階以上	-

ウ 指定緊急避難場所（屋外）

近文地区の指定緊急避難場所（屋外）は次のとおりである。

施設名	所在地	洪水時	地震時
旭岡公園	旭岡5丁目	○	○

(6) 備蓄

近文地区及び近隣避難所の公的備蓄は、次のとおりである。

また、住民自らも家庭での備蓄品（非常食、飲料水、防災グッズなど）を備えるよう努めるものとする。

《公的備蓄》

施設名	主な備蓄品
北光小学校	アルファ化米 50 食、クラッカー 60 食、毛布 100 枚、防災マット 100 枚、寝袋 20 枚、コークスストーブ 3 式、コークス 45 袋、やかん 2 個、大鍋 2 個、生活用水資機材 1 式、浄水器 1 個、簡易水槽 1 個、給水ポンプ 1 個、発電機 1 個、携行缶 1 個、コードリール 2 個、投光器 2 式
北星地区センター	アルファ化米 50 食、野菜ジュース 30 本、毛布 50 枚
北門中学校	コークスストーブ 3 式、コークス 45 袋、やかん 2 個、大鍋 2 個、生活用水資機材 1 式、浄水器 1 個、簡易水槽 1 個、給水ポンプ 1 個、発電機 1 個、携行缶 1 個、コードリール 2 個、投光器 2 式
明成高等学校	—
大有小学校	コークスストーブ 3 式、コークス 45 袋、やかん 2 個、大鍋 2 個、生活用水資機材 1 式、浄水器 1 個、簡易水槽 1 個、給水ポンプ 1 個、発電機 1 個、携行缶 1 個、コードリール 2 個、投光器 2 式
教育大学旭川校	—
近文小学校	毛布 20 枚、防災マット 25 枚、寝袋 20 枚、やかん 2 個、大鍋 2 個、石油ストーブ 2 式、灯油タンク 10 個、灯油ポンプ 2 個、発電機 2 個、携行缶 2 個、コードリール 3 個、投光器 2 式、カセットコンロ 2 個
西高等学校	—

《個人備蓄（例）》

種別	主な備蓄品
非常持出品	現金（硬貨）、通帳、印鑑、保険証、携帯電話、モバイルバッテリー
食料・飲料水	乾パン、缶詰、カップ麺、ビスケット、チョコレート、飲料水
衛生用品	マスク、アルコール消毒液、体温計、ウェットティッシュ、衣料（防寒衣含む。）、タオル、洗面用具、携帯トイレ、使い捨てカイロ、軍手
医薬品	解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬、お薬手帳、傷薬、ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、はさみ
防災グッズ	懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、缶切り、栓抜き、ナイフ、割り箸、ビニール袋、紐類、カセットコンロ、ポータブルストーブ
その他	乳児用ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、生理用品

(7) 避難行動要支援者の支援体制

近文地区に居住する避難行動要支援者 174 人のうち、避難支援者への個人情報の提供に同意している方は 93 人（令和 7 年 3 月現在）である。避難行動要支援者の名簿情報は、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織、町内会、地区市民委員会、地区民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の地域の避難支援等関係者が市から提供を受け、地域住民が連携して個別避難計画を作成し、避難行動要支援者への支援体制を構築するものとする。

- ア 避難行動要支援者（要配慮者）を支援する避難支援者の確保と個別避難計画の作成
- イ 避難行動要支援者（要配慮者）の安否確認、避難所への誘導支援
- ウ 避難経路、避難場所の確認、要支援者の所在把握など
（災害図上訓練の実施、支え合いマップづくり）
- エ 避難経路上の危険箇所の把握
- オ 円滑に福祉避難所に移送するための方法
- カ 避難支援者による円滑な避難誘導

(8) 自主防災組織体制について

近文地区（近文西・近文東地区市民委員会に該当する町内会）の自主防災組織は、次のとおりである。

No	組織名	構成町内会
1	旭岡静望町内会	旭岡静望
2	東栄錦町町内会・錦栄町内会自主防災会	錦栄 東栄錦町
3	錦町・東近文町内会	錦町 東近文
4	錦西自主防災会	錦西
5	緑会町内会自主防災会	緑会
6	新緑町内会自主防災会	新緑

※ 自主防災組織名及び構成町内会については、旭川市に届出されている自主防災組織結成届出書を参考に記載しています。

組織名及び構成町内会等、自主防災組織の内容に変更が生じる際は、旭川市防災安全部防災課に「自主防災組織変更届出書」を届出する必要があります。

(9) 自主防災資機材・井戸について

近文地区に整備されている自主防災資機材及び井戸は、近文地区防災マップを参照してください。

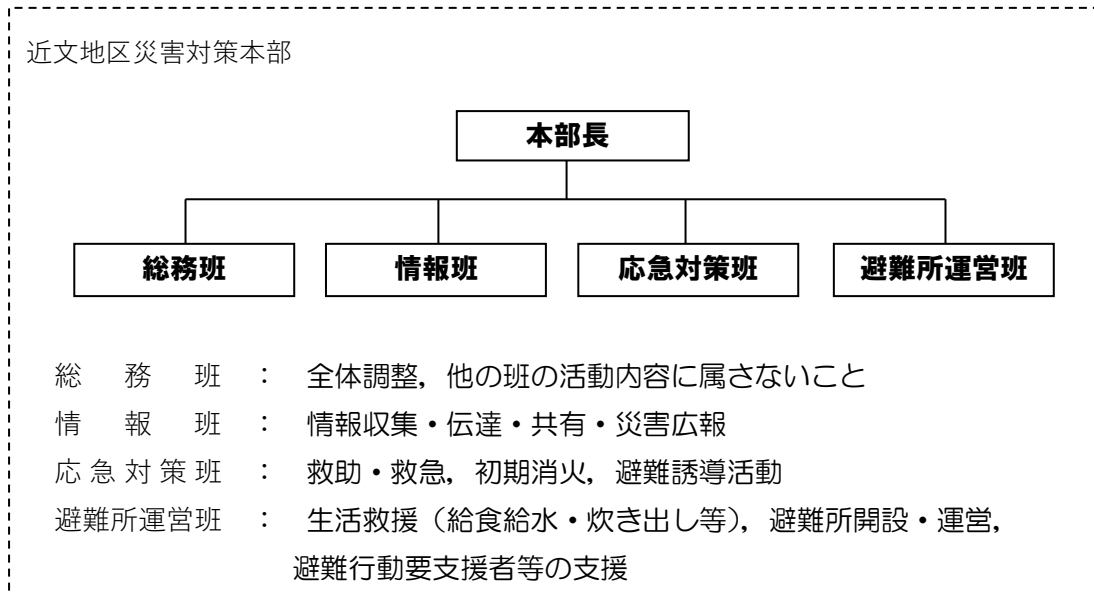


4 災害時の活動

(1) 災害体制（組織と役割分担）

ア 近文地区災害対策本部

近文地区防災会議会長は、必要に応じ、近文地区の避難所内に会長を本部長とする「近文地区災害対策本部」を設置し、本部員として必要と認める者を招集する。近文地区災害対策本部を設置した旨を旭川市防災課に連絡する。



イ 自主防災組織（町内会）

近文地区の各自主防災組織（町内会）は、各自主防災組織（町内会）が定める計画等に基づき、担当区域の住民の安全を確保する。

ウ 学校・施設・事業者等

近文地区の各学校・施設・事業者等は、各自が定める避難確保計画等に基づき、児童生徒や利用者、従業員等の安全を確保する。

(2) 情報収集・伝達・共有・災害広報

近文地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

ア 近文地区災害対策本部

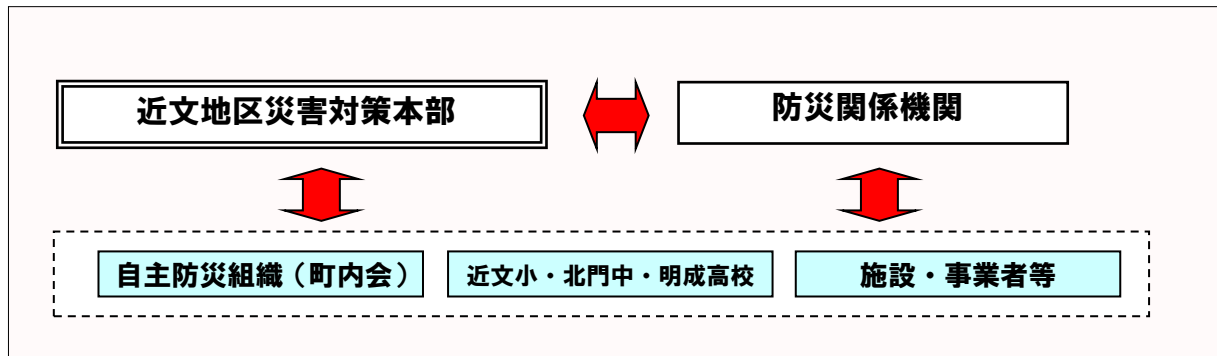
近文地区災害対策本部は、近文地区の被害状況や避難状況についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

イ 自主防災組織（町内会）

近文地区の各自主防災組織（町内会）は、担当する区域の被害状況や避難状況について、近文地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。

ウ 学校・施設・事業者等

近文地区の各学校・施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、近文地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、児童生徒や利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出勤を要請する。



(3) 救助・救急，初期消火

ア 救助・救急

建物の倒壊，落下物等により救出，救護を必要とする者が生じた場合は，直ちに救出・救護活動を行う。負傷者が医師の手当を要するものと認めた時は，医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

イ 初期消火

火災が発生した場合は，各家庭や事業所，施設等の消火器や水バケツ，自主防災資機材等を用いて，初期消火を行うとともに，直ちに消防機関に通報する。

(4) 避難誘導活動

避難情報（高齢者等避難，避難指示）が発令された時は，自主防災組織（町内会）や学校，施設，事業所等は，それぞれの避難計画に基づき，開設されている避難所や避難場所等への避難誘導を行うものとする。

危険を感じた場合は，避難指示等が発令される前でも，自主的に避難活動を開始する。

※ 危険レベル2以下の内水氾濫の場合は，2階への垂直避難も可能

(5) 生活救援（給食給水・炊き出し等）

近文地区災害対策本部は，自主防災組織（町内会）や学校，施設，事業所等と協力して，市から供給された支援物資や地域内の住民等から提供を受けた食糧等の配分，給食給水，炊き出し等を行う。

(6) 避難所開設・運営

近文地区災害対策本部は，旭川市や自主防災組織（町内会），学校，施設，事業所，災害ボランティア等と協力して，避難所の開設運営を行うものとする。

川端・北星地区等の他地区に避難所を開設した場合は，他地区の防災組織と協力して避難所の運営を行うものとする。

【参考】避難所開設・運営マニュアル（旭川市HP）

(7) 避難行動要支援者等の支援

避難支援者は，個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を行うとともに，旭川市や自主防災組織（町内会），学校，施設，事業所，災害ボランティア等と連携して，避難生活の支援を行うものとする。

必要に応じて，市が開設する福祉避難所への二次避難を検討する。

●警戒レベルと行動

警戒レベル 避難情報等	状況	住民がとるべき行動	避難支援者の行動例
警戒レベル5 緊急安全確保	災害の発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	命を守る 最善の行動
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれが高い	危険な場所から 全員避難	自ら避難する
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者は避難	一緒に避難する 車に乗せて避難
警戒レベル2 大雨・洪水注意報	気象状況悪化	避難行動を確認	避難支援の準備
警戒レベル1 早期注意情報	今後気象状況悪化の おそれ	災害への心構えを 高める	知らせる 訪問する

5 風水害・土砂災害・地震・雪害への対応

近文地区防災会議や自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所等は、近文地区において風水害や土砂災害、地震、雪害等の災害が発生した場合、本計画に基づき、近文地区住民の生命、身体の保護に努めるものとする。

6 災害復旧時の活動

近文地区災害対策本部は、旭川市が行う災害復旧に自主防災組織（町内会）、学校、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して協力するものとする。

7 計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、近文地区防災会議の審議に諮るものとし、見直し後には旭川市防災会議に、その内容を通知するものとする。